

平成 30 年度第 2 回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 5 月 28 日 (月) 午前 9 時 30 分から

2 開催場所 二宮町役場第 1 会議室

3 出席委員

1 番	小 林	徳 博	7 番	野 谷	茂
2 番	井 上	宗 士	8 番	倉 持	純 子
3 番	中 村	隆 一	9 番	秋 山	啓 治
4 番	原	淳 利	10 番	橘 川	直 泰
5 番	西 山	聖 二	11 番	原	恵 子
6 番	露 木	聖 一	12 番	野 谷	和 雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮 嶋	智 也
副 主 幹	石 原	慎 也
主任主事	窪 田	武 将

6 傍聴者 1 名

7 議事録署名人

2 番 井 上 宗 士 3 番 中 村 隆 一

8 議 事

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 6 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第 7 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

会議の状況

【議長】

それでは第2回の総会を開催いたします。出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第2回総会の議事録署名委員につきましては、2番井上委員、3番中村委員、お願いします。

続きまして、日程第3の議事に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定により、審議前に原淳利委員の退席を求めます。

法律第31条につきましては、農業委員会の委員は自己及び同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第4号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。原恵子委員、お願いします。

【委員】

5月17日に二宮地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、二宮の山王台に位置する農地1筆で、面積は304㎡となっております。対象地周辺は、利用権設定を受ける方が耕作しており、当該地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第4号関係資料をご覧ください。

1ページに農用地利用集積計画書、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに営農計画書を添付させていただいております。利用目的はみかんを作付けする予定となっております。

借主は当該地周辺を耕作しており、今回の権利設定により効率的な農地利用を図ると

ということです。

なお、権利設定を受ける方は今後、当該地の売買を予定しているとのこと。

農用地利用集積計画は、町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に従って実施される「農業経営基盤強化促進事業」の中の「利用権設定等促進事業」に関する事項に基づいています。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

地権者はもう農業ができないといことでの今回の申請であるのか、それともその他の理由があるのでしょうか。

【事務局】

地権者の方は農作業がなかなかできないということで、今回の当該地につきましてもあまり手が付けられていない場所でした。地権者の他の所有地についても利用権設定で他の方に貸している状態でありまして、なかなか管理できないという状態でございます。

【委員】

利用権設定期間が1年であるが、作目はみかんになっている。みかんの場合、1年間で終わるわけがないので、その後も続いていくと思いますが、書類上それでよろしいのですか。

【事務局】

みかんを作付けすることなので、当然期間は長くなっていくとは思いますが、今回、設定を受ける方は今後、当該地の売買を予定しているということで売買がまとまるまでの間、利用権設定をして土地の管理をしていくということです。そのため、今回は設定期間を1年としております。売買の話がまとまらないようなことがあれば、期間を延ばして設定をしていくこととなります。

【委員】

売買することを置いといて、みかんを作付けで設定期間が1年間という書類上の矛盾について問題はないのでしょうか。許可の判断をするにあたり基準のようなものはあるのでしょうか。

【事務局】

そこまでの基準はありませんが、毎年の農地パトロールの中で状況を確認し、権利設定をした後に耕作をしていない等の場合には、指導していくこととなります。

【議長】

他にご意見ございませんか。

ないようでございますのでこれよりお諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。それでは、原淳利委員の復席をお願いします。

原淳利委員、ただいまの議案第4号については、原案のとおり決定することとされたので報告いたします。

なお、意見の中で、利用権の期間と作目の矛盾の指摘がありましたので、売買の話を進める若しくは期間の延長を行い適切に管理していただければと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第5号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。原淳利委員、お願いします。

【委員】

5月17日に二宮地区農業委員、事務局及び譲受人で、NO1及びNO2の現地を確認しました。

NO1は、山王台に位置する農地3筆で702㎡、NO2は、山王台に位置する農地2筆で274㎡となっております。

NO1、NO2の農地ともに同じ譲受人となっており、譲受人が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を受け、耕作されていました。

また、譲受人が所有する当該地の隣接地もきちんと管理され耕作されていたので、許可は問題ないかと思えます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の議案第5号の関係資料をご覧ください。

まずは、NO1になります。

1ページが許可申請書です。所有権移転の理由としては、現在、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定している農地の売買を行い、引き続き耕作を行うこととなっております。

続きまして、3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、自己所有地15,817㎡及び借入地976㎡の計16,793㎡を耕作しています。

4ページをご覧ください。申請地で「ウメ、フェイジョア、みかん」を作付けすることです。また、農機具については、耕うん機、運搬機等を所有しております。

5ページの農作業に従事する者ですが、譲受人、配偶者、常時雇用員5人及び臨時雇用員5人で農作業に従事するという事です。

6ページには、農作業の従事状況の見込み、7ページには周辺地域との関係、8ページには地域との役割分担の状況が記載されています。

9ページに申請地の位置図、10ページに案内図、11ページに公図、12ページに営農計画書を添付しています。

譲受人は所有している当該地の周辺農地及び当該地を含む借入地を耕作しており、所有権移転後も引き続き周辺農地を含め効率的に耕作していくということです。

続いて、NO2になります。

13ページから20ページが許可申請書、21ページに位置図、22ページに案内図、23ページに公図、24ページに営農計画書を添付しております。

NO1同様、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定をし、譲受人が耕作している農地となっております。NO1の隣接地であり、作付内容、従事状況見込等についてNO1と同じ内容となっております。

また、当該地と隣接している公図上の道がありますので、譲受人に聴取及び現地の確認を行ったところ、譲受人も把握しており、道を考慮して作付けを行ってまいりました。

なお、農地法第3条第2項では、『取得後において所有する農地を含め全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合』、『取得後、耕作に必要な農作業に常時従事

すると認められない場合』、『取得後の所有農地面積が下限面積に達しない場合』等々
ときには、許可することができないと規定されています。

譲受人の所有農地及び借入地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認
しており、農作業従事については本人、配偶者、常時雇用員及び臨時雇用員が従事し、
譲受人の所有農地面積も下限面積の 3,000 m²を超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

議案第 5 号の 5 ページの農作業に従事する者の譲受人の妻の通作時間が 90 分とな
っているが、通作時間を 90 分かけて 300 日の農作業従事ができますか。

【事務局】

奥様の通作時間 90 分につきましては、譲受人の方と住所が違っており、譲受人の方
はもともと相模原に住んでいたということで、奥様はまだそちらに住所を置かれてい
るのでそのようになっております。実際は譲受人の家に住んでいたり、行き来をしたりし
ているので、通作時間はそれほどかからないと思います。

なお、譲受人の方は平成 28 年から平成 31 年 6 月までの 3 年間の利用権設定で、耕
作をきちんとしており売買の話がまとまったということです。

【委員】

農作業経験が 10 年となっていて、年齢からみると退職された後、就農されたと思
いますが、そうなのかということと、将来的に何十年もできるわけではございませんし、
今後、後継者の問題が出てくると思います。ご家族、常時雇用者とたくさんの方がいら
っしゃると思いますので、今後どのような計画をもっているのかわかれば教えていた
だきたい。

【事務局】

正確な日付は分かりませんが、10 年前に新規就農者として就農されたと伺って
おります。雇用者の方について仲間つながり、人脈、ネットワークがあり、手伝い
にいらっているようです。今後、数十年たつと年齢的に厳しくなってくると思
います。その時どうなっているかは見えない部分がありますが、作付けは長期間の
耕作を見据えて、みかん等の果樹をやっていくということで伺っています。

【議長】

その他ございますか。

ないようですので、これよりお諮りします。議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は許可といたします。続きまして、議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第6号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第6号の説明をいたします。お手元の関係資料をご覧ください。

それでは、関係資料の1ページをご覧ください。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ農業委員会の状況でございます。1「農家・農地等の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2015年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっております。遊休農地面積については、昨年度の耕作放棄地全体調査結果を反映したものです。

また、2「農業委員会の現在の体制」については、平成29年7月19日までの体制及び7月20日以降の新体制それぞれの内訳を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1「現状および課題」については、これまでの利用権の実績となっております。2「平成29年度の目標及び実績」については、集積目標が2.24ha、集積実績が2.79haとなっております。

3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、3ページのローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「平成29年度の目標及び実績」については、平成29年度の新規参入者の目標数及び実績となっております。

その下の3「目標の達成に向けた活動」、4「目標及び活動に対する評価」については、活動内容及び目標、活動に対する評価について記載しています。

続いて、4ページのローマ数字のIV「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

1「現状及び課題」については、平成30年度4月現在の実績となっております。2「平成29年度の目標及び実績」については、解消目標が0.4ha、解消実績が0.07haとなっております。

3「2の目標の達成に向けた活動」については、平成29年度の利用状況調査および利用意向状況の状況について記載しています。

4「目標及び活動に対する評価」については、目標、活動に対する評価について記載しています。

続きまして、5ページのローマ数字V「違反転用への適正な対応」でございます。

管内農地における違反転用の現状、1「現状及び課題」については、管内農地における違反転用の現状、2「平成29年度実績」となっております。3の「活動計画・実績及び評価」については、農地利用状況調査等により発見された違反転用につきましては、個別による指導や場合によっては関係機関と協力しながら是正に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

続きまして、6ページのローマ数字VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。1「農地法第3条に基づく許可事務」については、平成29年度の処理件数は、5件でした。2「農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)」については、平成29年度は、3件でした。

続きまして、7ページの3「農地所有適格法人からの報告への対応」については、農地所有適格法人が2法人ありますが、報告書の提出については、未提出となっておりますので、今後提出を求めます。4「情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供は、ホームページで公表しております。農地の権利移動等及び農地台帳の整備については、平成29年度の実績となっております。

最後に8ページのVII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございますが、地域農業者からの意見等はありませんでした。VIIIの「事務の実施状況の公表等」については、ご覧のとおりとなっております。

本議案の議決後の対応でございますが、町のホームページに公表させていただき、県を通じて国に報告いたします。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第6号 平成29年度の目標及びその

達成に向けた活動の点検・評価について、賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。
続きまして、議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第7号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第7号の説明をいたします。お手元の関係資料をご覧ください。

平成30年度の事業実施にあたり、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成させていただきました。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ農業委員会の状況でございます。

1「農家・農地等の概要」でございますが、管内の農家数及び農地面積については、「2015年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」及び農地基本台帳面積となっております。遊休農地面積については、昨年度の耕作放棄地全体調査結果を反映したものです。また、2「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。1「現状及び課題」については、これまでの利用権の実績となっております。

2「平成30年度の目標及び活動計画」については、目標集積面積を3.19haと設定させていただいております。さらに、その下、ローマ数字のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の1「現状及び課題」については、過去3年間の新規就農者数の実績となっております。また、2「平成30年度の目標及び活動計画」については、平成30年度の新規参入者の目標数及び活動計画となっております。

最後に3ページ、ローマ数字のⅣ「遊休農地に関する措置」の1「現状及び課題」については、平成30年度4月現在の実績となっております。

さらに、2「平成30年度の目標及び活動計画」の遊休農地の解消面積目標は、昨年度の目標値と同値としております。

また、ローマ数字のⅤ「違反転用への適正な対応」の1「現状及び課題」については、

管内農地における違反転用の現状、2「平成30年度の目標及び活動計画」については、違反転用の解消面積及び活動計画となっております。

農地利用状況調査等により発見された違反転用につきましては、個別による指導や場合によっては関係機関と協力しながら是正に向けた取り組みをしていきたいと考えております。

本日、ご審議をさせていただいた後、この計画を町のHPで公表いたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

2ページの管内農地面積は117haであるが、3ページの農地面積は118haとなっているのはなぜか。

【事務局】

2ページの農地面積は遊休地が含まれていない面積で、3ページの農地面積はBの遊休農地面積1haを含んだ面積となるので1haの差が生じています。

【委員】

2ページの集積面積3.19haで新規の集積面積が0.4haとなっていますが、毎年目標は0.4haなのですか。その根拠はなんですか。

【事務局】

過去の実績から0.4haは、なんとか確保できるかどうかという値であることから設定しています。

【委員】

0.4haで集積していくと毎年必ず集積面積は増えると思いますが、年を重ねるごとに集積面積率は減っていくと思いますが、減っていてもいいのですか。

【事務局】

集積率を高めるのが目的ではなく、営農してもらうことが目的であるので集積率が下がることについては問題ないと思います。

【委員】

3 ページの違反転用について県と連携して効果的な指導をしていくとあるが、そもそも違反でいうこと聞かない人に県と指導をしていくことができるのですか。あるいは罰則規定などがあるのですか。

【事務局】

過去から県と一緒にあって対応しているところもあるのですか、所有者の住所が変わっていたりし、連絡が取れなくなるなどがありますので、県に対応の仕方や農地法以外の絡みなどを相談、確認しながら進めていくということです。

【議長】

利用集積については、元々の考えが担い手への集積が目的となっている。担い手の方が集積できるように農業委員も集積を図れる担い手の方がいれば事務局と調整を図っていく必要があると思います。

これよりお諮りします。議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時30分閉会